

「第 51 回 コーデックス連絡協議会」の概要について

厚生労働省と農林水産省は、平成25年2月8日（金曜日）に、「第51回 コーデックス連絡協議会」を霞ヶ関中央合同庁舎4号館 共用会議室1219～1221号室において開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

- (1) 厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。
- (2) 今回は、昨年10月から12月までに開催されたアジア地域調整部会を含む5部会の報告と、本年2月から3月までに開催される4部会の主な検討議題の説明を行い、意見交換を行いました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 32 回 魚類・水産製品部会（CCFFP）

- ・議題 4「急速冷凍ホタテ貝柱の規格案」について、残存する異物について、欠陥品と判断する基準について質問がありました。このことについて、欠陥品と判断する数値基準の設定が困難であったことから「目視した際に不快に感じるレベル（objectionable level）」の混入があった際に欠陥とすることが合意された旨説明しました。
- ・議題 14「ヒスタミンに関する討議文書」について、電子作業部会の議長国が我が国であることから、討議文書を作成する上で考慮する点について質問がありました。このことについて、現在、我が国にはヒスタミンに関する基準値が策定されていないことから、電子作業部会において、サンプリング法を含め、各国による議論を広く行うことで、日本におけるヒスタミンの規制のあり方を検討する際の参考とする目的がある旨説明しました。

(2) 第 26 回 加工果実・野菜部会（CCPFV）

- ・議題 10「水をベースとする化学的に香味付けした飲料のコーデックス規格の策定に関する討議文書」について、本件のコーデックスにおける今後の取扱いについて質問がありました。このことについて、当該飲料は果実・野菜

加工品ではなく、また、もっとも懸念されていることが食品添加物であるため、今後、食品添加物部会に対して、「食品添加物のコーデックス一般規格（GSFA）」の食品分類が当該飲料を適切にカバーしているか、また、該当する食品分類に使用できる食品添加物リストの拡大の必要性を議論することを求めることとなった旨説明しました。

- ・本部会で使用されている食品の定義等について質問がありました。これに対して、急速冷凍野菜の定義については現在検討中の規格原案（REP13/PFV の APPENDIX V）中の定義案を、保存トマトの定義については既存の保存トマト規格（CODEX STAN 13-1981）中の定義をそれぞれ説明しました。また、水をベースとする化学的に香味付けした飲料の英語名称として本件提案国であるケニアは Chemically Flavoured Water-based Drinks を用いている旨回答しました。

(3) 第 18 回 アジア地域調整部会（CCASIA）

- ・東京において開催された当部会に参加された委員より、内容およびホスピタリティを評価する旨発言がありました。
- ・議題 5 (b) 「テンペの地域規格原案」について、インドネシアが規格を提案した経緯について質問がありました。このことについて、インドネシアは「リゾプス菌をつけて発酵させた大豆」をテンペと考えているところ、近年、大豆以外の原材料などを使用したテンペが流通しており、このことが貿易障害となる可能性があるため新規提案に至った旨説明しました。
- ・議題 5 (c) 「のり製品の地域規格原案」について、のりの汚染物質について検討することとなった背景について質問がありました。このことについて、のりの汚染物質が健康に影響を与えるレベルにあるとは考えていないが、のり等、海藻類を摂食する機会の少ない諸外国においては海藻類の汚染物質に対して懸念があることから、日本ののりの輸出促進を図っていくにあたり、コーデックス規格作成の機会を利用して汚染物質に関する検討を行っておくことが重要であると考えている旨説明しました。
- ・議題 14 「路上販売食品の実施規範の策定に関する討議文書」について、コーデックスの作業範囲に含まれないのではないかという意見がありました。このことについて、コーデックスは消費者の健康保護の観点により、本実施規範の策定にあたってはと考えられる旨説明しました。さらに、「路上販売食品の衛生規範」は他の地域部会においても議論されている旨説明しました。

(4) 第 44 回 食品衛生部会（CCFH）

- ・議題 6 「スパイス及び乾燥芳香性植物に関する衛生実施規範の改定原案」に

ついて、スパイスへの放射線照射がコーデックスの中でどのように扱われているか質問がありました。これに対して、本作業は既存の衛生実施規範の改定作業を行っているものであり、既に現在の文書の中で、放射線照射は蒸気による加熱処理等とともに微生物低減措置の一つとして例示されているが、実際の処理にあたっては各国の法律・規制に従うこととなっている旨回答しました。

- ・同じく議題6について、日本の国産スパイスの生産現場は現在検討中の実施規範に対応可能かとの質問があり、これについては次回回答することとなりました。
- ・議題7「生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範のベリー類に関する付属文書原案」について、北米等でイチゴの生産に使用する水のなかに存在する原虫（サイクロスポーラ）は人に対して死に至る被害を与えるため、原虫の有無を水の段階で検査することが極めて重要である旨ご指摘がありました。これに対して、今回の文書の中で、生産現場で使用する水は清浄水を用いることとされており、水源の微生物汚染の可能性などについても評価すべきとされている旨説明しました。

(5) 第34回栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）

- ・議題3「乳幼児用の調整補助食品ガイドラインの改訂案」について、合意された文言「甘味付与の目的で添加する炭水化物は控え目に使用すべきである」中の『控え目に』はあまりに抽象的であり、これで解るのかとの質問がありました。これに対して、部会の中でも同様の懸念が多数表明されたが、具体的な数値について線引きが難しかったことから、『控え目に』という表現のもと各国が考えるということに現在なっている旨回答しました。
- ・議題4(a)「一般集団を対象とした食事に関係する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量（NRVs-NCD）を設定するための一般原則」について、今回加えることが合意された文言「少なくとも1つ以上の主要な人口集団において（例：成人）」中の『主要な』は何を意味するのか質問がありました。これに対して、その定義は議論されていないが、この文言が無い場合、主要ではない特殊な集団のみのデータをもってNRVs-NCDが設定されてしまう懸念もあることから、この文言を加えることが特段の反対無く合意された旨回答しました。
- ・議題4(b)について、NRVs-RとNRVs-NCDの両方が使われることに日本も合意なのか、また、今後国内で検討されていく栄養素等表示基準値においてNRVs-RなのかNRVs-NCDなのかを書き分けていくのかとの質問がありました。これに対して、NRVs-RとNRVs-NCDのそれぞれの一般原則がわかりやすく整理され、

統合されることについては我が国も賛成であること、また、我が国の栄養素等表示基準値の中での対応は今後の検討課題であるが、米国等他国の例をふまえると、1つの栄養素にNRV-RとNRV-NCDの両方を設定したり、また、そのどちらであるかを表示上に書き分けたりする必要はないのではないかと考えている旨回答しました。これを受け、栄養素によってはNRV-Rであると言いつつもNRV-NCDに近いものもあるので、現実的に整理していった欲しいとの意見を頂きました。

- ・議題4に関連するその他の勧告について、栄養表示ガイドラインのNRVに関する記載として、「国際標準化やハーモナイゼーションのために」との記載を削除し、「健康的な食事摂取につながる消費者選択の支援のために（表示目的でNRVを活用すべきである）」との記載が新たに挿入されたことは、大いに喜ばしいことであり、この流れに沿った施策を消費者庁に期待するとの意見を頂きました。
- ・議題4に関連するその他の勧告について、たんぱく質のNRVはこれまでNRV-Rとされてきたが、今後、国内においてもNRV-NCDとして議論していくことを念頭にして日本も賛成したのかとの質問がありました。これに対して、我が国は科学的根拠に基づくNRVの設定には賛成の立場から、今次部会においてたんぱく質のNRVの見直しに賛成したこと、一方、我が国のたんぱく質の栄養素等表示基準値について、今後NRV-RとNRV-NCDのどちらで考えるかは難しい問題であり、食事摂取基準の改訂に伴う栄養素等表示基準値の見直し作業の中で丁寧に議論していきたい旨回答しました。
- ・議題5「コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案」について、ビタミンK₁、K₂についてどのような議論があったかについて質問がありました。これに対して、分けて決めた方が良いとの意見もあったが、分けて決めると過度に限定的なNRVになるため、消費者への有用性を考えて、2つに分けずにビタミンKとして取り扱うことで合意された旨説明しました。
- ・議題10「トランス脂肪酸のコーデックス定義の見直しに関する提案」について、トランス脂肪酸及び共役脂肪酸への我が国の対応について質問がありました。これに対して、トランス脂肪酸はコーデックスにおいても必須の表示事項とはなっておらず、その摂取が公衆衛生上問題となっている場合に表示を検討すべきとなっているところ、我が国での摂取量はWHOの基準値を下回っており、ただちに表示すべきという状況ではないことから、今後の検討課題である旨回答しました。また、共役脂肪酸については、我が国でも世界でもあまり知見が無く、今後世界的にレビューしていくことに賛成である旨回答しました。

(6) 第 20 回食品輸出入・認証制度部会 (CCFICS)

- ・ 仮議題 4 「国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン原案」について、提示されている 4 つのステップをデータ管理をしっかりとトレーサビリティと連動するシステムとして対応してもらえると消費者のためにもなる。また、本議題においては、途上国について現状を追認するのではなく、より良いものに引き上げていくという観点を強調するべきとの意見を頂きました。
- ・ 仮議題 5(a) 「食品輸出国を対象とした多岐にわたる質問票の負担に関する討議文書」について、新たな一般的な質問票を策定する新規作業は不要との方針に賛成するとの意見を頂きました。
- ・ 仮議題 5(c) 「食品安全に関する緊急事態への対応に係る更なるガイダンスの必要性及び動物用飼料を取り扱うための緊急事態と受け入れ拒否に係る CCFICS 文書修正提案分析に関する討議文書」について、緊急時の飼料の問題については OIE (国際獣疫事務局) の様々な対策と連動するので、飼料規制を徹底して欲しいとの意見を頂きました。

(7) 第 23 回油脂部会 (CCFO)

- ・ 仮議題 2 「コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項」について、前荷の実態について質問がありました。これに対して、日本の場合、バルク輸入される食用油脂は、パーム油がメインであるが、これは専用船で行われている場合が多く、前荷の問題は発生しないこと、一方、世界的には、食用油脂以外の水・酢酸等の物質も前荷として輸送されているため、これに対応するために許容される前荷のリストが、国際的な民間団体である FOSFA (Federation of Oils, Seeds and Fats Associations) 及び NIOP (National Institute of Oilseed Products) により昔から作成されており、コーデックスでもこれを土台として前荷のリストが作成されたことを説明しました。

(8) 第 34 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

- ・ 特段の意見・コメントはありませんでした。

(9) 第 45 回食品添加物部会 (CCFA)

- ・ 第 50 回コーデックス連絡協議会において質問があった「国内における臭素酸カリウムの対応」について、現在、パン以外では使用が禁止されており、パンについても最終製品に残留しないとされていること、高感度の分析法 (検出限界値は 0.5ppb) を作成し通知していること、業界において製造工程管理

や分析等を行っていること等により、これまでも高い安全性を確保しており、現時点では見直す予定はない旨説明しました。

- ・ 仮議題 5(a)について、pH 調整剤等に含まれる食品添加物に水平アプローチを一律に適用することになるのか質問がありました。これに対して、水平アプローチはあくまで効率的に規格を策定することを目的とするものであり、水平アプローチが適用できない添加物は個別に検討することになり、また、水平アプローチの議論の中では case by case との考え方もある旨回答しました。
- ・ 仮議題 5(b)について、アルミニウムを含む食品添加物の条項がかなり決まると考えられるが、それを受けての我が国のミョウバン等の使用基準の改訂を行うのか質問がありました。これに対して、現在、我が国における摂取量調査を行っているので、その結果等を踏まえた対応をしていく旨回答しました。
- ・ 仮議題 8(b)について、着色料の見直しを行う目的について質問がありました。これに対して、一般論として、過去に評価が行われた添加物は当時の知見に基づくものであるため、新たな知見が出てくれば再評価する必要があるが、着色料が最初に選ばれたのは関心国があったためだと思う旨回答しました。また、再評価は新たな毒性評価以外にも製造方法が変わった場合にも行われるのか質問がありました。これに対して、製造方法が変わることも再評価の優先順位が上がる要因のひとつである旨回答しました。

(10) その他

①糖類部会(CCS)

- ・ 日本の含みつ糖は産地により組成にバラツキがあること、また、夾雑物の取扱い、世界的には質の悪い含みつ糖も存在することを念頭に入れて、しっかり対応すべきとの意見を頂きました。
- ・ 議論の対象となっている含みつ糖の英語名について質問がありました。これに対し、現在の案では Non-Centrifugated Dehydrated Sugar Cane Juice となっている旨回答しました。
- ・ 化学的に合成された甘味料も議論の対象となっているか質問がありました。これに対して、サトウキビ由来のものが対象であり、化学的に合成された甘味料は今回の対象ではない旨回答しました。

②動物用医薬品の安全確保

- ・ 第 50 回コーデックス連絡協議会において質問があった「動物用医薬品の行政の考え方」について説明しました。
- ・ 海外の動物用医薬品についてのチェック体制、安全保障の手段等があるのか

どうか質問がありました。このことについて、日本、米国およびEUを主メンバーとし、また、カナダ、オーストラリアおよびニュージーランドをオブザーバーとする国際的な機関である VICH (International Cooperation on Harmonisation of Technical Requirements for Registration of Veterinary Medicinal Products : 動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力) において動物用医薬品の承認基準の調整、統一化および迅速な供給を図っている旨説明しました。さらに、アジア地域における同様の活動については、VICHに加盟していない国を対象に情報提供および意見交換を行い、より安全な医薬品を開発していく協議の場 (VICHアウトリーチ・フォーラム) を設けるとともに動物医薬品検査所が国際獣疫事務局 (OIE) の協力機関としてアジア地域で活動している旨説明しました。

— お問い合わせ先 —

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 企画情報課 国際食品室
担当：横田、石亀 (電話：03-5253-1111 内線 2408)

農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課
担当：近藤、岡本 (電話：03-3502-8111 内線 4471)